

ご利用イメージ(再生計画策定支援)



たとえば財務上の課題をお持ちの中小企業

ご相談
金融機関

ご相談

ご相談
商工会・商工会議所や税理士等

都道府県の中小企業活性化協議会



第1次段階 窓口相談

- 面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や具体的な課題を抽出します。
- 課題の解決に向けて適切なアドバイスを行います。

関係支援機関の機能活用が
適当であると判断した場合

協議会が再生計画の策定支援
が適当であると判断した場合

事業の再生が困難であると判断し
た場合

よろず支援拠点等の支援機関
をご紹介します

・再チャレンジ支援のご提案
・弁護士等のご紹介

第2次段階 再生計画策定支援

協議会がアドバイザーチームの専門家を選任します。
(公認会計士、税理士、中小企業診断士等)

企業概要把握

財務精査・事業精査(デューデリジェンス)を行います。

事業計画策定

事業計画の策定は協議会の支援を受けながら企業自らがを行います。
公認会計士・税理士等が数値を検証します。

金融支援策策定

再生手法等を検討し、債権者と支援内容を協議します。

再生計画策定

事業計画に金融支援策を織り込んで再生計画を策定します。
協議会が再生計画調査報告書を取りまとめます。

原則3年間のモニタリング(フォローアップ)

経営再建へ

経営者保証に関するガイドラインによる
事業再生と一体での保証債務の整理

第1次段階までは無料で
ご利用頂けます。

- ・直近3期分の決算書等
- ・会社概要が分かる資料
- ・その他必要と思われる
資料をご用意ください。

第2次段階では、協議会
が外部の専門家等に依頼
する場合、専門家の活動
費等の一部に国からの補
助があります。